

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ 子育て援助活動支援事業の無償化について

対象者・利用料

主に3歳児から5歳児（小学校就学前）までで、保育の必要性の認定を受けた子どもの認可外保育施設等（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業）の保育料が月額37,000円まで無償となります。

- ◆ 認可外保育施設等の無償化は償還払い方式です（いったん利用料を負担して後日返金します）。
- ◆ 実費として徴収されている費用（おやつ代など）は無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担となります。
- ◆ 0歳児から2歳児は住民税非課税世帯等のみが対象です。1ヶ月の上限額は42,000円です。
- ◆ 対象となる保育サービスの利用料を合算して無償化の給付額を計算します。

対象となる保育サービス

下記の保育サービスが無償化の対象となります。

- ・ 認可外保育施設
- ・ 一時預かり事業

※ 企業主導型保育所が実施している一時預かり事業は「一般型」のみ対象となります。詳しくはご利用の施設にご確認ください。

- ・ 病児保育事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業

- ◆ 無償化の対象施設に含まれるかどうかは、ご利用の施設等にお問い合わせください。
- ◆ 保育の必要性により認定を受けて保育所・認定こども園を利用しているとき、認可外保育施設等は無償化の対象となりません。
- ◆ 私立幼稚園を利用しているとき、認可外保育施設等が無償化の対象となる場合と、ならない場合があります。（※詳細は奈良市子育て@なら「奈良市幼児教育・保育の無償化対象施設」をご参照ください）

転出時の手続き

認可外保育施設等に在園したまま奈良市外へ転出した場合は、施設等利用給付認定通知書を奈良市へ返還してください。

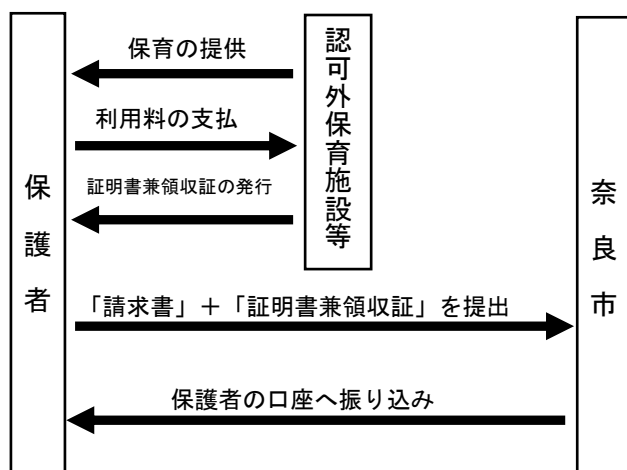
また、転出先の市町村で認定の手続きが改めて必要となります。

給付の手続き

認可外保育施設等を利用して給付を受けるために請求書の提出が必要です。
給付申請の締切は年間スケジュールをご参照ください。

- ◆ 認可外保育施設等の利用料は、従来どおりいったん園へお支払いください。
 - ※ 認可外保育施設等の利用料や支払い方法は園によって異なります。
- ◆ 認可外保育施設等に「証明書兼領収証」の発行を申し出ていただき、「請求書」に添付して市へ提出してください。
 - ※ 認可外保育施設等から受領した「証明書兼領収証」は大切に保管してください。
 - ※ ファミリーサポートセンター利用時は、提供会員が領収書・活動報告書を発行します。
 - ※ 請求書はご利用中の園、奈良市の窓口（保育所・幼稚園課）、奈良市HPで配布しています。
請求書の書き方・提出方法は、奈良市HPをご参照ください。
- ◆ 年4回（3ヶ月分をまとめて）、保護者の口座へ振り込みます。

【利用料の給付の流れ】（認定の手続きを除く）



年間のスケジュール（予定変更の場合があります）

利用月	請求書の提出	振込日
4月～6月	7月下旬(予定)	9月下旬(予定)
7月～9月	10月下旬(予定)	12月下旬(予定)
10月～12月	1月下旬(予定)	3月下旬(予定)
1月～3月	4月下旬(予定)	6月下旬(予定)

○問い合わせ先

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

奈良市保育所・幼稚園課

TEL : 0742-34-5086 FAX : 0742-36-7671

奈良市子育て@なら「幼児教育・
保育の無償化について」

